

## 国際社会における人道支援に対する動き

世界人道サミット、難民及び移民に関する国連サミット、  
オバマ大統領主催難民サミット



オバマ米大統領主催難民サミットで  
スピーチする安倍総理

2015年の夏以降、大量の難民や移民が中東やアフリカから欧洲に流入した問題が注目を集めました。これを受け、2016年5月、潘基文(パン・ギムン)国連事務総長(当時)の呼びかけによって初めて「世界人道サミット」が開催され、中東地域の難民問題を含む深刻化する人道危機へ具体的な行動を取ることが決められました。このサミットで日本は、約2万人の人材育成、シリア人留学生の受け入れ拡大、JICA専門家等からなる「シリア難民及びホストコミュニティ支援チーム(J-TRaC)」の派遣などを実施するため、2016年からの3年間で約60億ドルの支援を行うことを発表しました。

さらに、2016年6月には、「難民及び移民に関する国連サミット」、9月にはオバマ米国大統領(当時)が主催した「難民サミット」が相次いで開催され、難民危機への対応を強化するため、人道支援資金の増額、難民受け入れ数の増加や難民の自立に向けた支援を参加国に呼びかけました。日本からは安倍総理大臣が、新たに立ち上げられた世界銀行のグローバル危機対応プラットフォームへの総額1億ドル規模の協力、そしてシリア難民支援事業(J-TRaC)として海外協力隊員を通じたシリア難民の子ども達への支援について表明しました。

## 難民・移住グローバル・コンパクトと グローバル難民フォーラム

「難民及び移民に関する国連サミット」を踏まえ、2018年12月には「移住グローバル・コンパクト」(GCM)、「難民グローバル・コンパクト」(GCR)が策定されました。GCMでは、安全で秩序ある正規の移住の促進のための目的が示されました。また、GCRは難民受け入れ国の負担軽減、難民の自立支援、第三国での解決策の拡大、安全で尊厳のある帰還を目指すものです。2019年12月には、GCRの進展を確認するためのフォローアップ会合である「第1回グローバル難民フォーラム」が開催され、約3,000名が出席し、関係国や国際機関、学術団体、企業等の様々な関係者が難民問題解決にむけた取り組みを共有し、今後の財政的、政策的貢献について議論しました。日本はUNHCR、JICA等と協力し、「人道と開発と平和の連携」や難民及びホストコミュニティ支援の取り組みを世界に紹介しました。



鈴木副大臣が出席

## 「日本の人道支援」

編集・発行 〒100-8919 東京都千代田区霞が関2-2-1  
照会先 外務省国際協力局緊急・人道支援課 電話03-3580-3311(代)

# 日本の人道支援



# 人道支援とは

人道支援とは、「緊急事態またはその直後における、人命救助、苦痛の軽減、人間の尊厳の維持及び保護のための支援」と主要な国際機関等により定義されており、紛争の被害者や自然災害の被災者の生命、尊厳、安全を確保するため、援助物資やサービス等を提供する行為の総称です。

国際的な人道支援の基本原則には、(1)人道原則、(2)公平原則、(3)中立原則、(4)独立原則の4つがあり、日本もこれらの人道原則を尊重しつつ人道支援を実施しています。

## 01 人道原則

いかなる場合にも、一人ひとりの人間の生命、尊厳、安全を尊重すること。

## 02 公平原則

国籍、人種、宗教、社会的地位または政治上の意見によって差別せず、苦痛の度合いに応じて最も急を要する困難に直面した人々を優先すること。

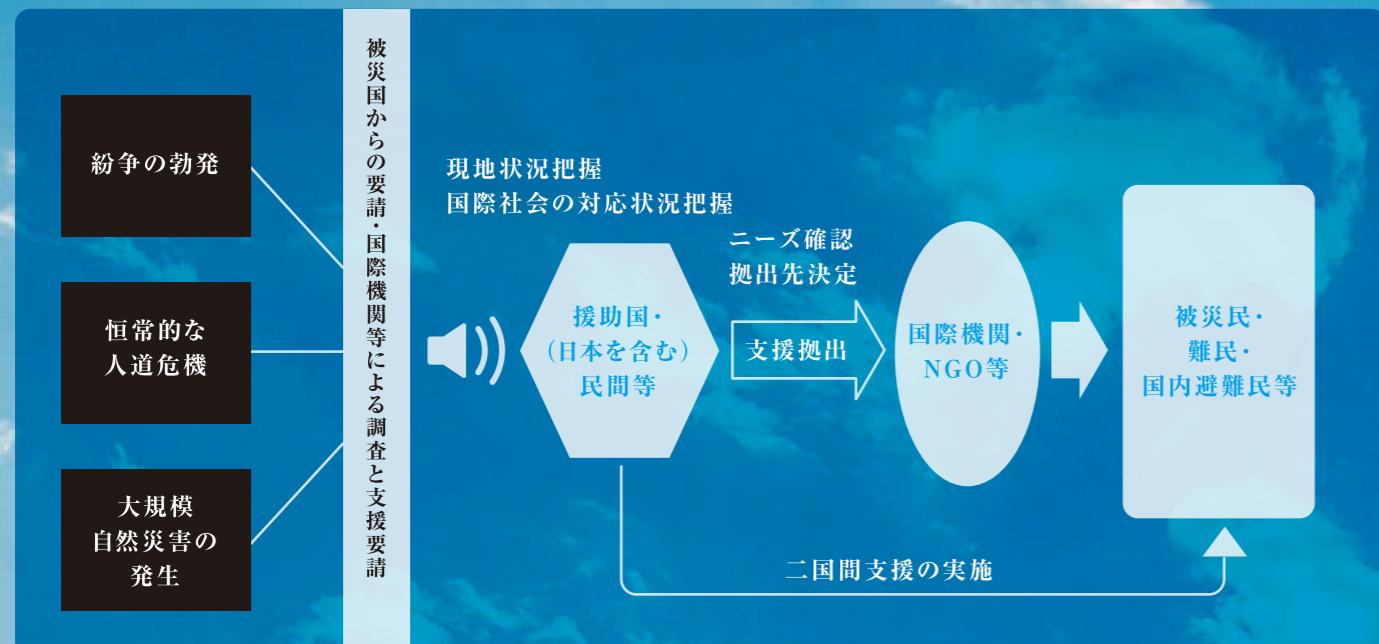
## 03 中立原則

政治的、人種的、宗教的、思想的な対立において、いかなる場合にも一方の当事者に荷担しないこと。

## 04 独立原則

政治的、経済的、軍事的などいかなる立場にも左右されず、自主性を保ちながら支援すること。

# 人道危機への対応プロセス



## 日本の取り組み

近年、世界各地における人道危機は、長期化・複雑化しているほか、大規模自然災害も頻発しており、このような状況に効果的に対応することが国際社会の重要な課題となっています。日本は、人間の安全保障\*の実現を外交政策の柱の一つとしており、様々な手段をもって、国際緊急援助を実施しています。

\*人間の安全保障…人間一人ひとりに着目し、生存・生活・尊厳に対する広範かつ深刻な脅威から人々を守り、それぞれの持つ豊かな可能性を実現するために、保護と能力強化を通じて持続可能な個人の自立と社会づくりを促す考え方。

### ■国際緊急援助

海外の被災国・地域が独力で被災者の救済を行うことが難しい大規模災害等に対し、日本は被災国政府や国際機関等の要請に基づき、国際緊急援助を実施しています。



### ■国際機関を通じた人道支援

国際機関を通じた人道支援は、二国間で実施する支援と相互に補いあう、有効な支援の手段です。日本は財政的、政策的、人的な協力を積極的に実施しています。

### ～日本のNGOによる人道支援～

日本発の緊急人道支援を迅速かつ効果的に行うため、NGO、政府、経済界の連携によって2000年に設立された特定非営利活動法人「ジャパン・プラットフォーム(JPF)」には、2019年12月時点で43のNGOが加盟しています。

JPFは、外務省から供与されたODA(Official Development Assistance)資金や企業・市民からの寄付金を活用して、大規模な災害が起きたときや紛争により大量の難民が発生したときなどに、生活物資の配布や生活再建等の緊急人道支援を行っています。

2018年度には、アフガニスタン人道危機対応、イエメン人道危機対応支援、イラク・シリア人道危機対応、パレスチナ・ガザ人道支援、南スーダン支援、ミャンマー避難民人道支援、モンゴルおよびラオスでの水害被災者支援など、11プログラムで70件の事業を実施しました。



(特活)パルシックが実施するシリア難民への越冬支援(灯油配布)の様子(レバノン)

# 国際緊急援助

日本は、海外で大規模な災害が発生した場合、被災国政府または国際機関等の要請に応じ、直ちに緊急援助を行える体制を整えています。国際緊急援助には、(1)国際緊急援助隊の派遣、(2)緊急援助物資の供与、(3)緊急無償資金協力の実施があり、災害規模、被害状況、二国間関係を含む国際関係、日本の支援能力や被災国等からの要請内容を総合的に勘案し、いずれか、または複数の手段を組み合わせて行っています。

## (1) 国際緊急援助隊

外務省は自然災害や人為的災害の被災国政府または国際機関等の要請を受け、派遣が必要と判断した場合、「国際緊急援助隊の派遣に関する法律」に基づき、国際緊急援助隊の派遣につき協力を求めるため関係行政機関等と協議を行います。国際緊急援助隊の派遣に関する業務は、外務大臣の命令に基づき国際協力機構(JICA: Japan International Cooperation Agency)が行います。国際緊急援助隊には5種類のチームがあり、個別に、または組み合わせて派遣します。

### チームの種類

救助チーム	医療チーム	感染症対策チーム	専門家チーム	自衛隊部隊 (特に必要がある場合)
救助活動	医療活動	感染症による被害を最小限に抑えるための活動	災害応急対策及び災害復旧のための活動	救助活動、医療活動、輸送等
©JICA	©JICA	©JICA	©JICA	©防衛省

### Hot Issue

#### 国際緊急援助隊・救助チームが繋ぐ日本とメキシコの絆

2017年9月20日、メキシコ中部で発生したマグニチュード7.1の地震に対し、日本政府は、同国政府からの支援要請を受け、72名の国際緊急援助隊・救助チームを派遣しました。

救助チームはビルの倒壊現場等、厳しい環境で搜索・救助活動を行いました。派遣期間を通じて、メキシコ国民と同チームの間には温かい心の交流がありました。温かいスープの差し入れや、子どもたちから「とても日本にありがとう」と書かれたメッセージカードが贈られるなど、メキシコ国民からの声援や拍手は、昼夜を問わず活動する隊員にとって、大きな力となりました。

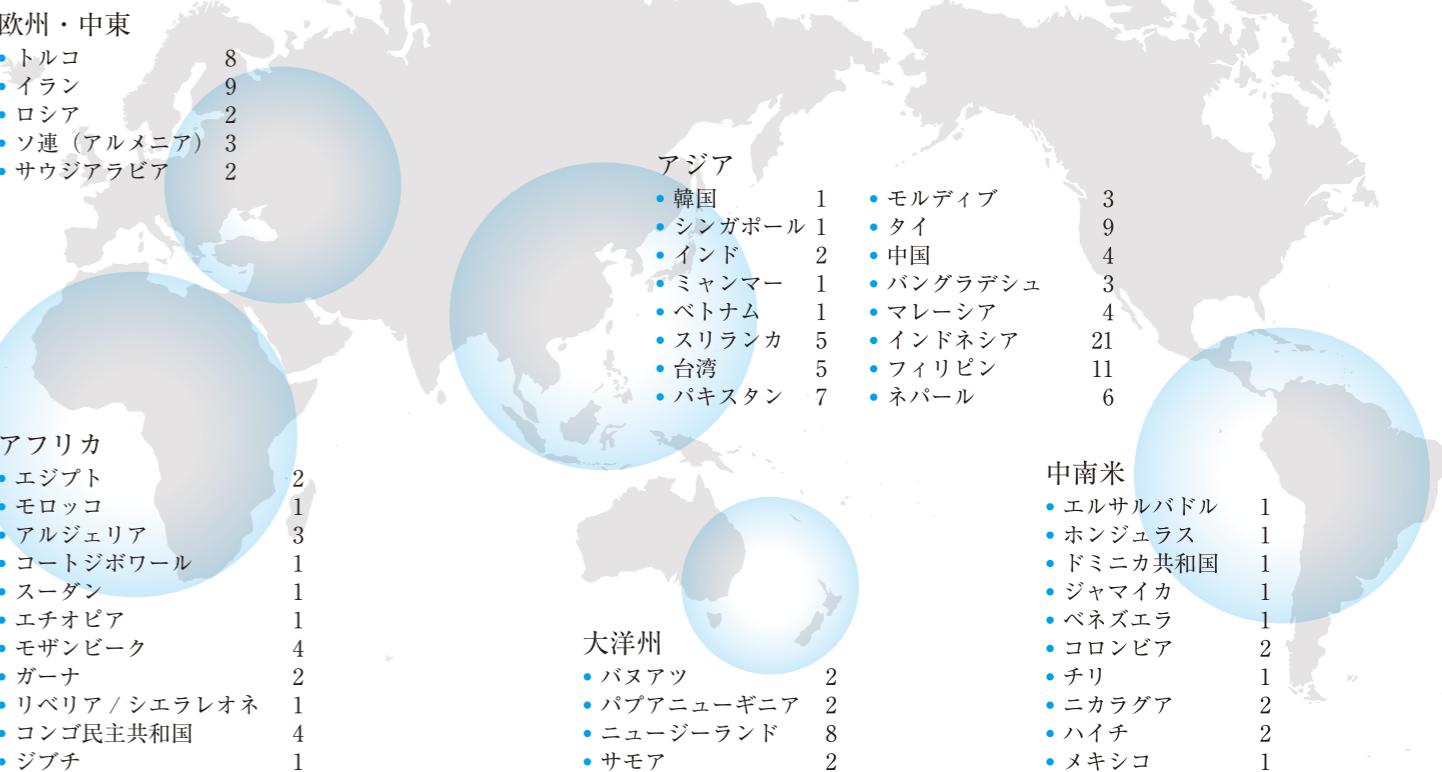
救助チームの団長がSNSを通じて「苦難の時の友は眞の友。頑張ろうメキシコ!」とエールを送ったビデオメッセージは、160万回再生され、多くのメキシコ国民から感謝のコメントが寄せられました。

メキシコでの温かい交流は国際緊急援助隊の派遣が、被災者への緊急援助活動にとどまらず、日本と被災国間の友情がより一層深まるきっかけをもたらすことを示しています。



メキシコ地震の被災地で搜索・救助活動に従事する国際緊急援助隊・救助チーム

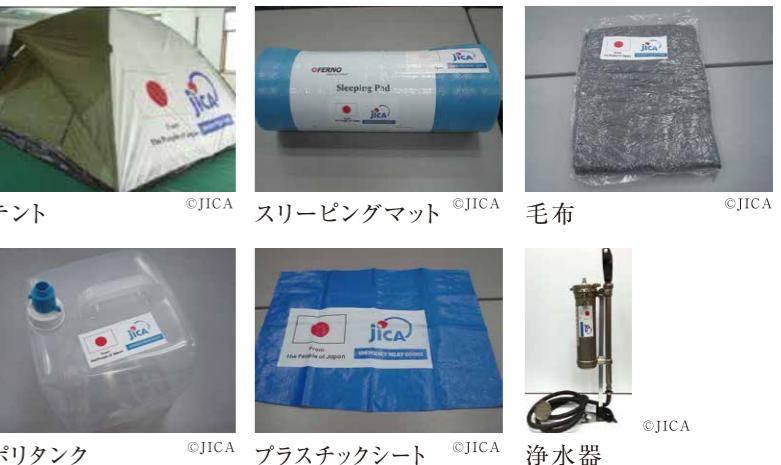
### 派遣実績(1987年~2019年)



## (2) 緊急援助物資

外務省は、災害が発生した被災国政府等からの要請を受け、緊急援助物資を供与することが必要と判断した場合、国際協力機構(JICA)に伝達します。JICAは、「独立行政法人国際協力機構法」に基づき、緊急援助物資の供与を行います。

特に需要の多いテント、毛布等6品目は、迅速に被災国に届け、供与できるよう、海外4か所(シンガポール、マイアミ(米国)、アクラ(ガーナ)、ドバイ(アラブ首長国連邦))の倉庫に備蓄しています。



## (3) 緊急無償資金協力

海外における自然災害や紛争の被災者・難民・避難民等を救援することを目的として、被災国政府や被災地で緊急に必要とされる支援を行うため、国際機関等に対し、資金の供与を行っています。



自然災害や人為的災害、紛争に起因する災害の被災者・難民・避難民等を支援します。

# 国際機関を通じた人道支援

近年、貧困、気候変動、テロ、大量破壊兵器の拡散、感染症等、一国のみで解決することが困難な、国境を越える地球規模の諸課題が顕在化しており、国際社会が一致して取り組むことがますます必要となっています。日本も、このような地球規模の諸問題の解決に向け、専門性を有する国際機関とも連携し取り組んでいます。特に人道支援の分野においては、国際機関を通じた支援は二国間支援と相互に補いあう有効な支援の手段であると考え、財政的、人的な協力を積極的に行ってています。

国際機関を通じた支援には、国際機関の日本人職員、日本のNGOや企業等、多くの日本人、日本の組織が関わっています。また、国際機関が日本と協力して実施する事業については、配布物資への日の丸掲示やプレスリリースによる広報活動等、日本の貢献についての周知が図られています。

## 人道支援を行う主な国際機関



国連難民高等弁務官事務所  
(難民支援)  
(UNHCR)



国連パレスチナ難民救済事業機関  
(パレスチナ難民支援)  
(UNRWA)



国連地雷対策サービス部  
(地雷対策)  
(UNMAS)



国連人道問題調整事務所  
(人道支援活動調整)  
(OCHA)



赤十字国際委員会  
(紛争下の文民保護)  
(ICRC)



International Federation  
of Red Cross and Red Crescent Societies  
国際赤十字・赤新月社連盟  
(災害の救援活動)(IFRC)



国連児童基金  
(保健、水・衛生、教育等の支援)(UNICEF)



国連世界食糧計画  
(食料支援)(WFP)



国連中央緊急対応基金  
(緊急人道支援対応)(CERF)



国際移住機関  
(移住支援)(IOM)

## 国際機関を通じた支援例



難民を受け入れている  
コミュニティへの支援  
難民及びホストコミュニティの住民の  
子どもが通う小学校(UNHCR)



栄養支援  
高カロリー  
ビスケットの配布  
(WFP)

自然災害の  
被災者への  
人道支援  
地震被災者に対する  
食料支援(WFP)



難民・国内  
避難民への支援  
日本企業製  
ソーラーランタンの  
引き渡し(IOM)

ガザ地区における  
パレスチナ難民支援  
母子保健リプログラム  
ヘルス向上プロジェクト  
(UNRWA)



## Hot Issue

### 難民・国内避難民の問題

近年、難民をはじめとする避難を余儀なくされた人々の数は、第二次世界大戦後最大となっており、国際社会が真剣に対応しなければならない喫緊の課題の一つとなっています。日本は、国際協力機構(JICA)や国際機関、日本のNGOと協力し、緊急的な人道支援だけでなく、難民・国内避難民等の自立支援となる中長期的な開発協力を連携させた取り組みを実施しています。また、難民と彼らを受け入れる周辺地域等のホストコミュニティの両方を対象に支援を行うことで、受入側の負担を軽減し、共存することを目指しています。



稲作研修を受けた南スーダン難民がネリカ米を収穫する様子



稲作研修を受けた難民の農家グループと日本大使館員

～ウガンダ人と南スーダン難民が  
稲作を通じて支え合う～

ウガンダではJICAと国連難民高等弁務官事務所(UNHCR)が連携し、「コメ振興プロジェクト(PRiDe)」で地域のウガンダ人住民と南スーダン難民に対して、稲作の栽培技術研修と種もみの配布を実施しました。これにより、生産量が増加するだけでなく、生産する穀物の品質向上にもつながり、増えた収入を他事業の資金として活用することで、地域全体の農業だけに頼らない生計手段の確立に貢献しています。

## ～人道と開発と平和の連携～

人道危機の脅威にさらされた人々が安定した生活を送れるようになるためには、危機が発生した直後の「人道支援」に加え、中長期的な「開発協力」を並行して進めることが必要です。日本は、これら「人道」と「開発」のみならず、人道危機の要因である紛争の発生・再発を予防することにも重点を置いて、平時からの国づくり、社会安定化といった紛争の根本原因へも対処する「平和」の要素を加えた「人道と開発と平和の連携」の考え方を推進しています。具体的には、人道危機が収束し、難民が故郷に帰還できる状況になった段階で、「平和構築・紛争再発予防支援」や「貧困削減・経済開発支援」を継ぎ目なく展開するという考え方のもと、若者の職業訓練、地雷不発弾除去、基礎インフラ整備等の様々な支援を行っています。

### ザンビアの難民居住区における支援～連携の実践～

日本は、女性や子ども、高齢者、障害者等、特別な支援が必要な人々への支援を重視し、自立を促進する支援を行っています。例えば、UNHCRを通じて、性的暴力被害者に対して、「人道」と「開発」の観点から法的支援、医療サービス、カウンセリング等を実施するとともに、社会安定を含む「平和」の実現の観点から、性的暴力の包括的な防止及び対応策として、地域の伝統的指導者を含めた組織を作り、地域社会と難民との対話を促進しました。



教室や女子寮を新設し、歩行補助器等も提供しました

©UNHCR